

令和2年4月23日

保護者 様

鳥取県立倉吉農業高等学校長
(公 印 省 略)

緊急事態宣言を踏まえた臨時休業について（連絡）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校教育活動に対しまして御理解及び御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対策については、国内において感染が拡大し、令和2年4月16日に国から全国一律の「緊急事態宣言」が発令されました。

この緊急事態宣言を受け、県教育委員会が令和2年4月27日から5月6日までの間、臨時休業とすることを決定しました。生徒に対し、臨時休業の期間は自宅で学習することとし、不要不急の外出を避け、自宅で過ごすよう指導しておりますので、御理解ください。

つきましては、下記の点に御留意いただきますようお願いいたします。

再度の臨時休業のため、御不安等が大きいこととは存じますが、保護者の皆様の御理解及び御協力をお願いいたします。

記

- 1 今後、学校からの連絡については、学校公式ホームページ及びマチコミメールに随時掲載し、連絡しますのでご確認ください。
- 2 家庭での生活について
 - (1) 毎日検温をしてください。規則正しい生活をする等、体調管理に努めてください。
 - (2) 不要不急の外出を避け、原則、自宅で過ごしてください。特に、大型連休期間における県外への旅行は控えてください。
 - (3) やむを得ず、外出する際には次の点に留意してください。
 - ・飛沫感染を最小限に抑えるためマスクを着用し、こまめに手洗いしてください。
 - ・人との距離を十分とってください。（少なくとも2m以上）
 - ・多くの人が集まる場所や、「3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が同時に重なる場」となるカラオケボックス等への出入りはしないでください。
- 3 生徒について、新型コロナウイルスの感染が判明または濃厚接触者（同居家族の罹患等）である旨を把握した場合は、速やかに学校（代表）に連絡してください。（土日に関しては祥雲寮の方に連絡をお願いします。）

※尚、上記臨時休業期間を設けたことにより、5月の日程も1学期中間考査の中止等変更を加えています。裏面の5月行事予定表で確認いただきますよう宜しくお願いします。

【連絡先】

鳥取県立倉吉農業高等学校

代表 0858-28-1341

祥雲寮 0858-28-0702